

# 各項目の取組状況

—世界銀行Doing Business 2018評価の分析と評価改善に向けた取組の方向性—

## 【契約執行】

法務省

# 契約執行（Enforcing Contracts）

## ▶ 評価の分析

- ・評価項目のうち、「時間」「費用」と比較して、「裁判手続の質の指標」の評価が低い。しかし、「裁判手続の質の指標」の評価には、事実誤認が認められる。

評価項目	日本	OECD上位3か国平均
時間 (日数)	360	330
費用 (請求に占める割合(%))	23.4	21.1
裁判手続の質の指標	<b>7.5</b>	11.67

事実誤認項目	事実誤認の内容
商事事件専門部の存否	商事部あり
事件処理等に関する報告書の存否	裁判の迅速化に係る検証に関する報告書あり
裁判官用電子案件管理ツールの有無	事件管理システムあり
あっせん・調停に関する金銭的インセンティブ	調停の申立手数料は訴え提起の半額以下

## ▶ 評価改善に向けた取組の方向性

- ・事実誤認については、**世界銀行に対する申入れ等**を行い、**事実誤認を解消することが重要**。  
(参考) 事実誤認が解消された場合のDTF  
⇒ 日本：**65.26→72.67** (OECD上位3か国の平均 74.67)
- ・加えて、**民事訴訟手続のIT化**など、IT技術を利用した仕組みが導入された場合には、**更なる評価改善も期待**し得る（内閣官房の「裁判手続等のIT化検討会」において検討中）。